

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状への回答

奈良3区 日本共産党 正木あつし

1. 「情報・コミュニケーション法」の制定について

「障害者基本法」が改正された際、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度に検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずることなどの附帯決議もなされています。法の制定を早急に実現すべきと考えます。

2. 「手話言語法」の制定について

手話言語法は、障害者基本法から踏み込み、手話の認知をより確かなものにし、手話言語に関する権利をより実効性を持って保障していくための法律です。どこでも気兼ねなく自由に手話が使え、社会環境の整備、テレビなどの公共放送では音声言語と同様に手話による情報伝達を実施することなどを可能とし、実現するため手話言語法の制定が必要です。

3. 聴覚障害認定の基準について

きびしすぎる日本の公的給付の基準を大幅に緩和することが求められます。欧米諸国では中程度の難聴、40 デシベルから公的給付対象となっています。補聴器は、軽度から中程度のできるだけ早いうちから使うのが効果的と言われています。一人ひとりにあった補聴器を利用できる仕組みづくりと、適切な普及にむけて基準の改正に取り組むべきです。

4. 手話通訳者の身分保障について

聴覚障害者の情報・コミュニケーション保障をになう手話通訳士の高度な技術、専門性に見合う身分保障は一刻も早くすすめるなければなりません。高い専門性に見合う身分保障は不可欠です。事業所・者とは労働者としての雇用契約を結ぶこと、自治体の場合は公務員（正職員）の身分を有する労働者とすることを実現します。

5. 手話通訳制度における資格について

手話通訳者は10年を超える手話学習を通じ、地域の聴覚障害者の実情や福祉制度に精通した人たちで地域の宝です。こうした専門家を「国家資格」に引き上げ、健康や収入に不安なく、依頼された手話通訳を担当できるようにするのは当然のことです。

6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

日本は障害者権利条約を批准しており、従来の施策を見直しする必要があります。採用試験などの際の手話通訳は権利であり、採用する側に「過重な負担を与える」というものではありません。指針に「過重な負担」ととられない内容の指針を盛り込むことが必要です。

7. その他

障害者総合支援法の見直しや、聴覚障害者が、バリアフリーで利用できる、地域活動支援センターなどの施設の整備が必要です。手話通訳者、要約筆記者の養成も急がれます。